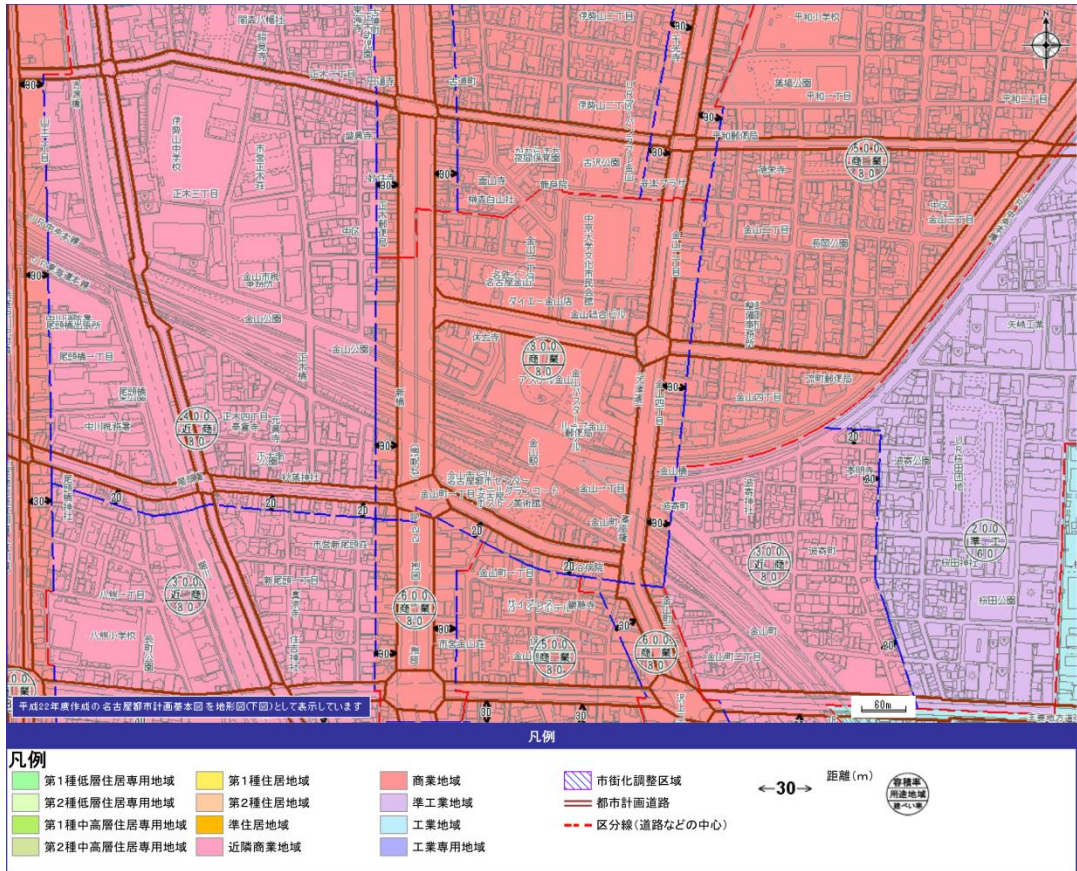
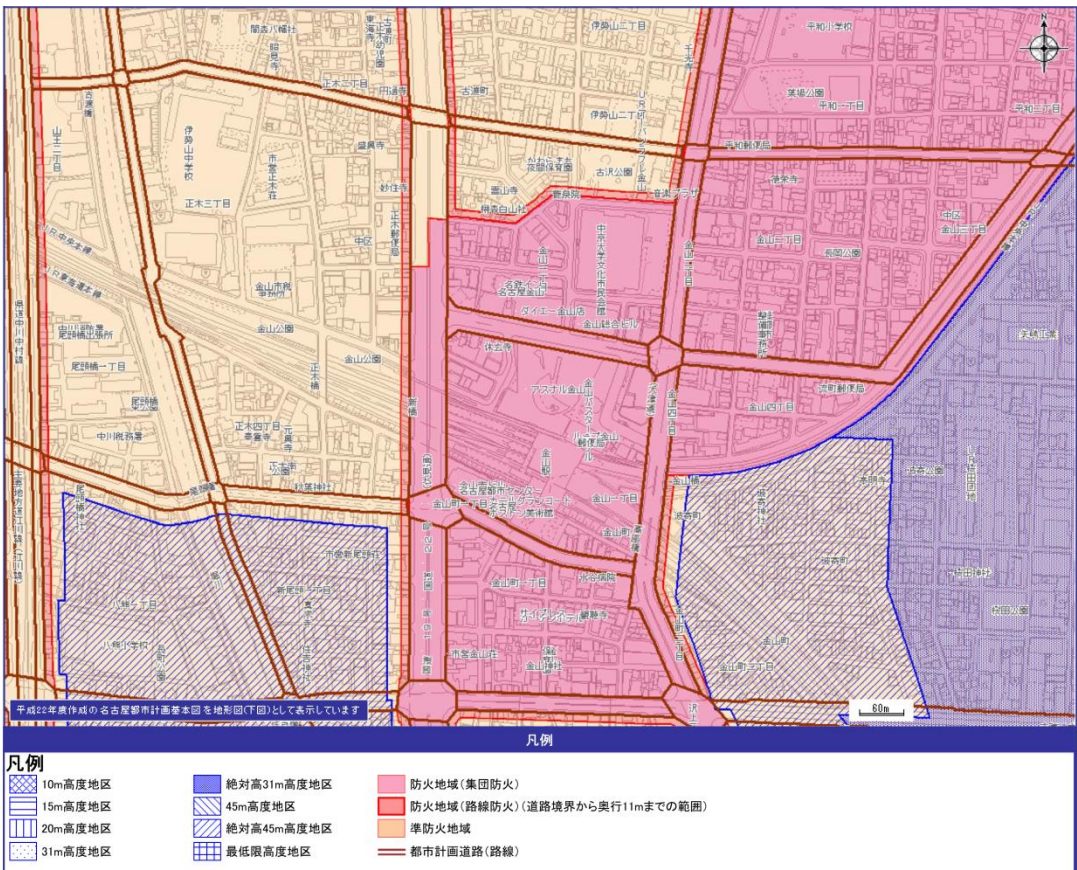


3 各種規制

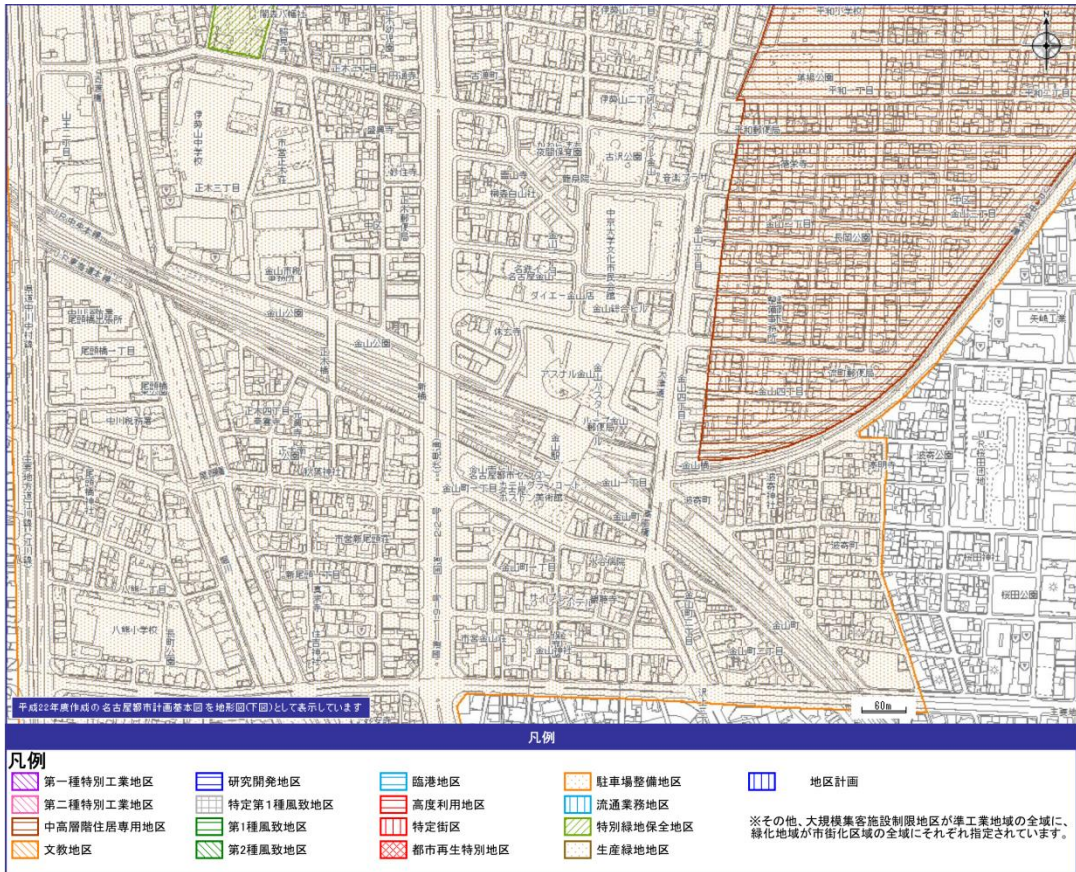
(1) 用途地域



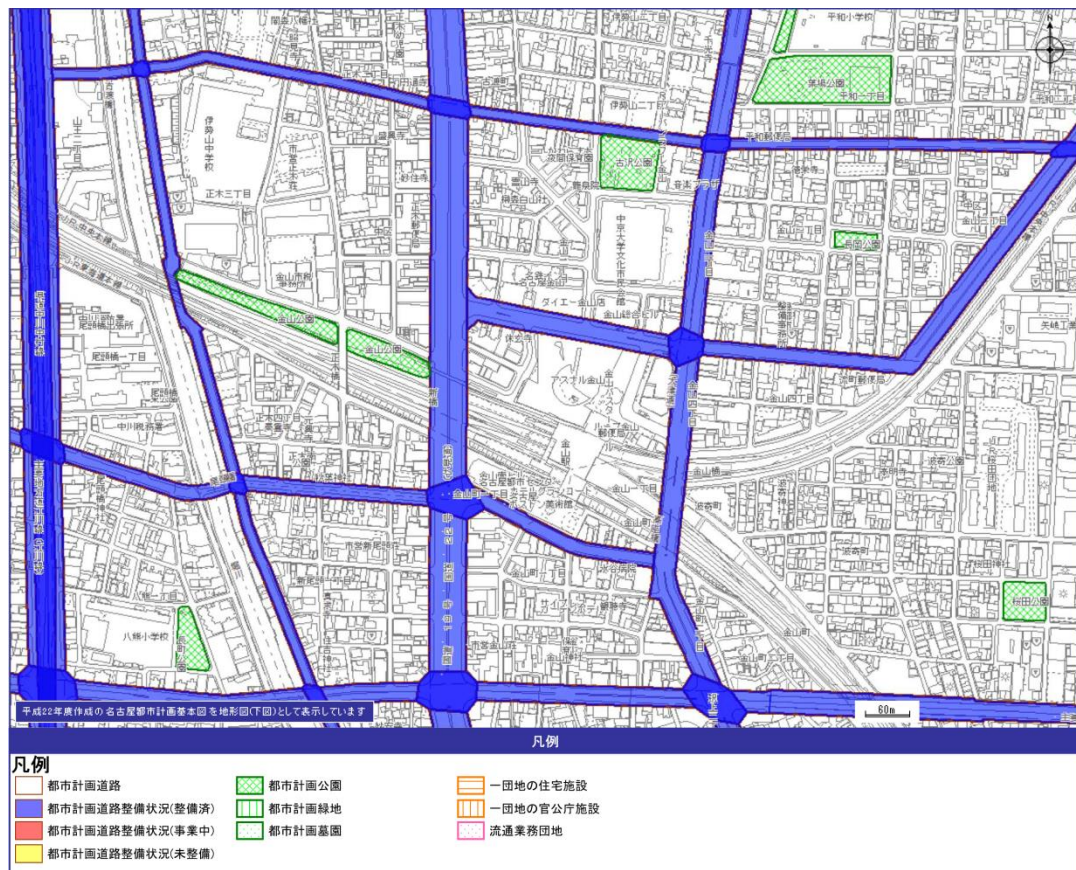
(2) 高度地区、防火・準防火地域



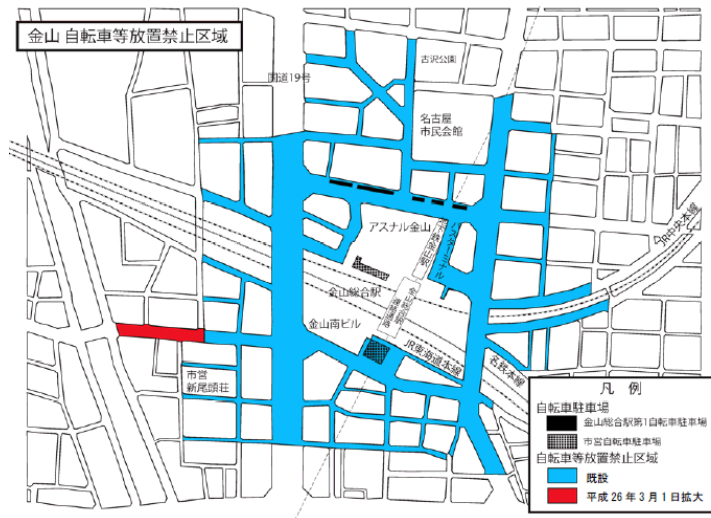
(3) その他の地域地区



(4) 都市計画道路、都市計画公園



(5) 自転車等放置禁止区域



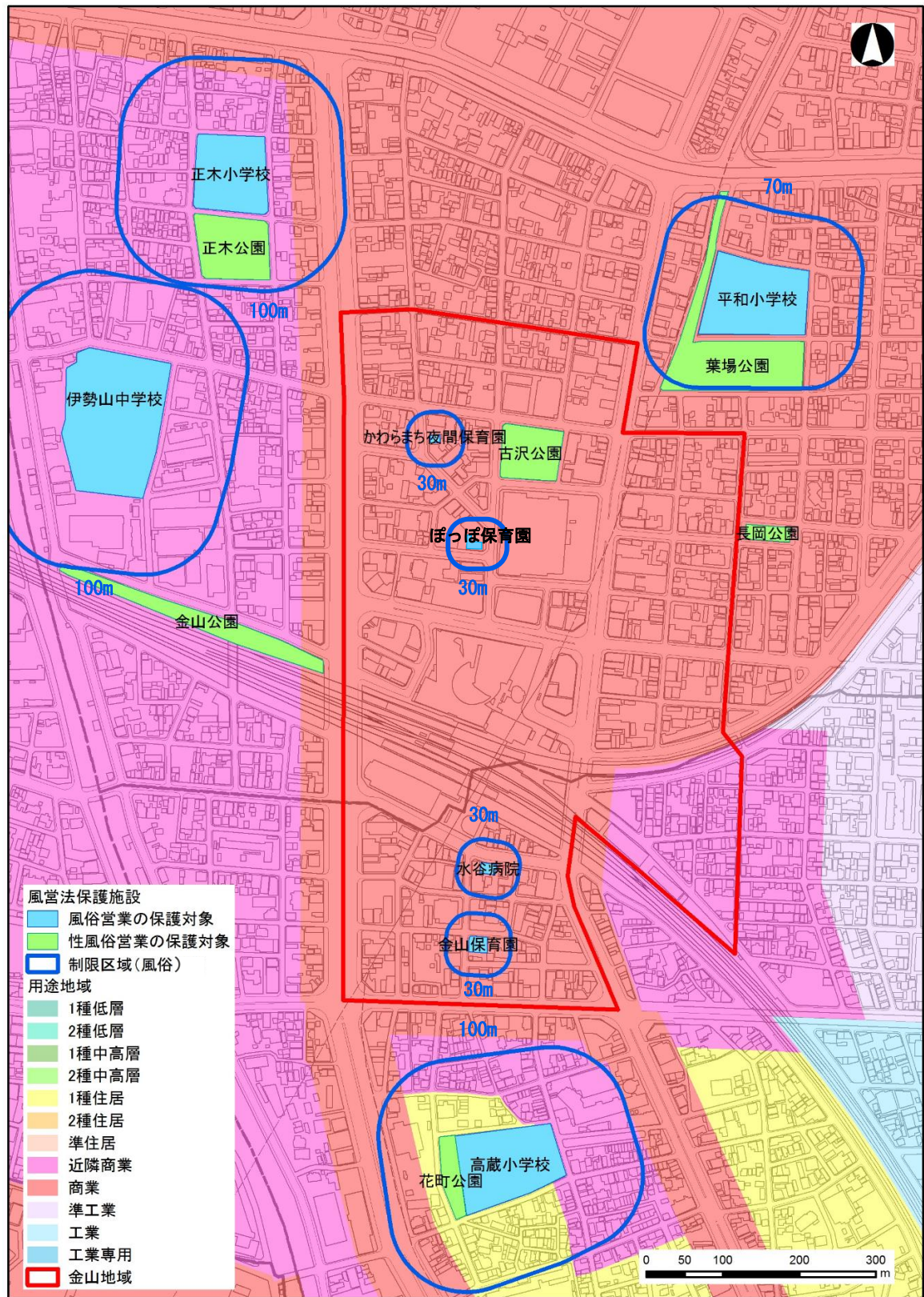
(6) 名古屋市空き缶等の散乱の防止に関する条例「美化推進重点区域」



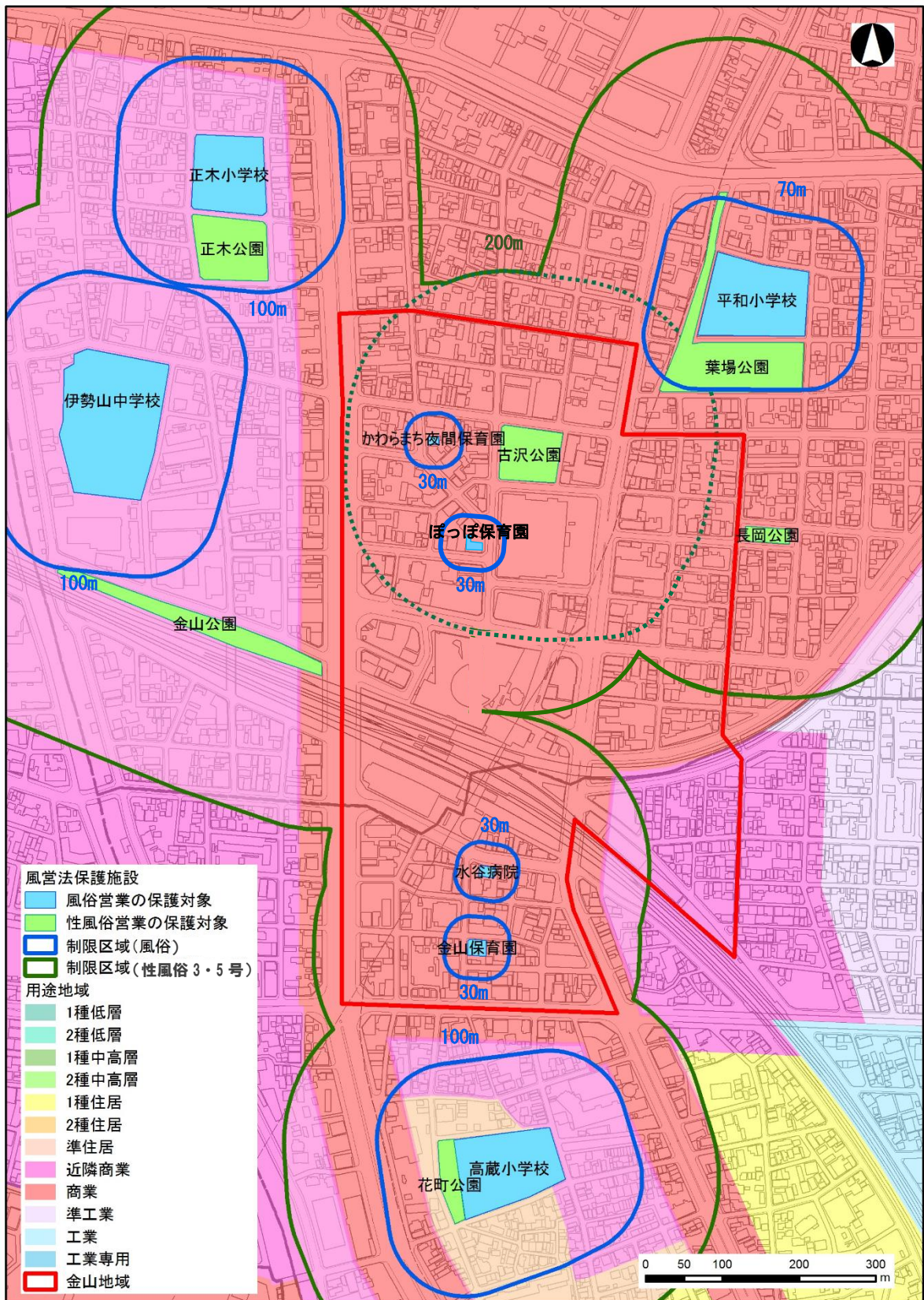
(7) 安心・安全で快適なまちづくりなごや条例「路上禁煙地区」



(8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（愛知県条例）
 「風俗営業の営業所の設置を制限する地域」



「店舗型性風俗特殊営業の禁止地域」



(9) 金山駅地区交通バリアフリー基本構想

2000（平成12）年に制定された交通バリアフリー法（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律）に基づくとともに、「名古屋新世紀計画2010」、「福祉都市環境整備指針」に即して、旅客施設や周辺歩行空間等のバリアフリー整備の方策を基本構想としてとりまとめた。

本市の交通バリアフリー基本構想は、平成14年度に金山駅地区、平成15年度に名古屋駅地区、2005（平成17）年度に栄・久屋大通駅地区の3地区において策定されている。

なお、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）の制定や、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」改正などを受け、本市では「福祉都市環境整備指針」の見直しが行われています。

整備基本方針図



金山駅地区交通バリアフリー基本構想の概要

計画期間	<ul style="list-style-type: none"> ・2003（平成15）～2005（平成17）年まで
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の現状と将来像を見据えた整備を図る ・都市環境としての総合的な魅力の強化に努める ・多様な関係者が協働で進める実効性の高い整備をめざす ・長期的な視点によるバリアフリー化を推進する
将来イメージ	<ul style="list-style-type: none"> ◆バリアフリーなまちづくりのメインテーマ ・金山駅地区において、快適に移動・回遊することのできる環境づくりを総合的に展開することで、世代や地域をこえた、空港アクセス拠点に相応しい交流のまち（ウォークアブル・シティ）づくりをめざす。 ◆テーマ実現のための3要素（サブテーマ） ・まちにくる魅力＜拠点のバリアフリー＞ ・まちを回遊する魅力＜道路のバリアフリー＞ ・まちで過ごす魅力＜街のバリアフリー＞
整備基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ◆金山北地区開発エリア ・面的にバリアフリー化に配慮した、より質の高い都市基盤整備を行う ・駅を中心に南北方向の地区連携を強め、広域交流拠点として魅力を発揮 ◆拠点交通施設（JR・名鉄・地下鉄） ・広域交通結節点、国際交流拠点にふさわしい利便性や快適性を備えた空間整備 ・事業者間の連携により、一体的・重点的整備を推進 ◆特定経路 ・道路改良等のハード整備、各種規制誘導、交通安全対策、美化対策 ・公共公益施設や民間施設等との連携をより強化 ・既存資源やパートナーシップ手法等を活用した効率的な整備 ◆準特定経路 ・特定経路との連携を図り、地区の魅力を補完 ・地形や緑陰を活かした身近なふれあいの場としての散策路や特定経路を東西方向に連絡する経路としての機能強化 ◆バスターミナル ・総合的との連絡機能向上、より一層の地区内のモビリティの確保 ◆地区全体 ・建物のバリアフリー化

(10) 緑化地域制度

「緑化地域制度」とは、都市緑地法の規定により、一定規模以上の敷地において、建築物の新築や増築（※）を行う場合に、定められた面積以上の緑化を義務付ける制度です。緑化地域制度に関する規定は、建築基準関係規定とみなされますので、建築確認や完了検査の際に、「緑化地域制度」の規定に適合していることが必要になります。（移築、改築および確認申請上の用途変更を行う場合は、手続き不要です）

※増築について

増築後の床面積の合計が制度施行日(2008(平成20)年10月31日:基準日)における床面積の合計(基準床面積)の1.2倍を超えるものが対象です。

なお、基準日に存在すれば、その後に取り壊され現に存在しない場合でも、基準床面積に加えることができます。

また、基準日以降に新築された建築物を増築する場合は、増築割合にかかわらず、手続きの対象となります。

○緑化地域制度の規制内容

区域・建ぺい率 の最高限度	対象となる敷地面積		必要な 緑化面積	根拠法令
市街化区域	50%以下	300平方メートル以上	敷地面積の20%以上	都市緑地法
	50%を超え 60%以下	300平方メートル以上	敷地面積の15%以上	都市緑地法
	60%を超え 80%以下	500平方メートル以上	敷地面積の10%以上	都市緑地法
	80%を超えるもの	500平方メートル以上	敷地面積の10%以上	緑のまちづくり条例
市街化調整区域	1,000平方メートル以上		敷地面積の20%以上	緑のまちづくり条例